

ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18才到達の年度末まで（一部20歳まで）の間にある児童を監護している母や、監護し生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している方です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障がいにある児童
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童



なお、母・父または養育者等の所得状況や養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。

ひとり親家庭医療費助成制度

該当となる方は、18歳到達の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭（母子・父子家庭）の親と、18歳到達の年度末までにある児童または、父母がなく養育者に監護されている18歳到達の年度末までにある児童です。

ただし、助成対象者の所得が一定額以上ある場合は、助成の対象外となります。

大分県母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭等の経済的自立を支援するために、無利子または低利子で各種資金を貸付けする制度です。資金ごとに貸付限度額・償還期限・年利など条件が異なります。申請時に必要な書類など、詳細についてはお問い合わせください。※10月からは父子の家庭も貸付の対象となります。

母子家庭自立支援給付金

母子家庭の就労のため雇用保険制度の定める指定教育訓練講座について、本人が支払った受講料の20%（4千円を超え10万円以下）を支給する。受講前に事前審査が必要ですので、詳細についてはお問い合わせください。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。詳しくは、下記までおたずねください。

8月は児童扶養手当の現況届提出月です。手当の受給者各位には現況届提出の案内を郵送いたしますので、期日までに届け出を済ませてください。あわせて、ひとり親医療受給者証の更新（更新月は12月）の手続きもいたしますので、福祉事務所から郵送の書類の確認をお願いします。

～母子自立支援員にご相談ください～ 【問】福祉課 ☎0978-72-5164

母子・父子家庭や寡婦の方が抱える日常生活や子育て、就業等に関する悩みの相談相手として、福祉課に母子自立支援相談員を配置しています。ひとりで悩まずどんなことでもご相談ください。電話での相談も受け付けています。

福祉課 子育て支援係 ☎0978-72-5164
 国見総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978-82-1112
 武蔵総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978-68-1112
 安岐総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978-67-1114

【申請・問合せ先】



▲左から山下翔太君、豊田崇校長、栗林裕之教諭

安岐中学校 自主的な環境美化活動 認められ「善行賞」表彰

安岐中学校（豊田崇校長）は、生徒が自主的に行う地域の清掃活動の取り組みが認められ、一般社団法人日本善行会（東京）から「青少年善行表彰」を受けました。

生徒会中心に自主性尊重

学校周辺がコースになる「九州瀬戸内高校駅伝」(毎年9月下旬開催)の大会前に、周辺のゴミ拾いを続けてきた

安岐中生。昨年度からは生徒会が環境美化強化月間を定めて生徒たちと呼びかけ、期間中の放課後を利用して周辺道路のゴミ拾い活動に取り組み、昨年12月には、

全校生徒の4割にあたる約100名が自主的に参加しました。今年も、夏休み

に地区単位で実施する清掃活動に力を入れる予定です。

前期生徒会長の山下翔太君（3年）は1学期の終業式で、「自分たちの地域を美しくする」という強い気持ちを持って取り組んでください。同時に自身身の心も磨きましよう」と全校生徒に呼びかけました。



▲清掃ボランティアの様子（昨年12月）

表彰をステップに

「地域の方に『安岐中は良くなって来たね』と認められるように、もつとがんばっていきなさい」と嬉しそうに話した山下君。生徒会担当の栗林裕之教諭は、「安岐中をもっと改善したいと思う生徒が増えてきました。清掃活動はその表れの一つです。汗とけじめと思いきや、が見られ、頼もしく思っています。今後は小学校や地域と一体となって、ともにある学校づくりを目指します」と話していました。

生徒たちが自主的に始めた清掃ボランティアの輪が、まち全体に広がるこ

「国東市火災予防条例」が一部改正されました

平成26年8月1日から
 多数の方が集合する催しもので、火気器具等を使う露店を出店する場合

【主な改正事項】

① 消火器の準備

初期消火の重要性から火気器具等を使用する場合に消火器の準備が義務づけられました。準備する消火器は6型以上を準備してください。



② 露店等の開設の届出

火気器具等を使用する催しものやイベント等の開催を、消防機関が事前に把握し火災予防等の指導を行うために義務づけられました。露店等を開設する方が提出してください。

※複数の出店がある場合は、できるだけ主催者が統括して提出してください。

※「多数の者の集合する催し」とは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものをいいます。

集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外とします。

【問合せ先】 国東市消防本部 予防課 ☎0978-72-1101 または 最寄りの消防署へ